

公益社団法人群馬県柔道整復師会館 多目的ホール管理規程

- 第1条 本会館多目的ホールは、公益社団法人群馬県柔道整復師会館多目的ホール（略称 群整多目的ホール）と称する。
- 第2条 本会館多目的ホールは前橋市内に位置する。
- 第3条 本会館多目的ホールは、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「柔道整復師会」という）に所属し同会定款 第3条、第4条に基づき会運営に資することを目的とする。
- 第4条 本会館多目的ホールは会館管理委員会が管理する。
- 第5条 管理委員は柔道整復師会理事会において理事の中から選出し委員長は委員の互選による。
- 第6条 管理委員の任期は柔道整復師会役員と同期間とする。
- 第7条 本会館多目的ホールに次の職員を置くことができる。
館 長 1 名
職 員 若 干 名
- 第8条 本会館多目的ホール職員の任免は管理委員会委員長が行い、職員の給与、服務、その他 必要な事項については柔道整復師会事務所職員の例による。
- 第9条 本会館多目的ホールの維持運営に要する経費は補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第10条 本会館多目的ホールの利用については、「公益社団法人群馬県柔道整復師会館 事務所棟会議室利用規則」に基づく。
- 第11条 本会館多目的ホールは、災害時には地域住民に緊急避難場所として提供することができる。
① 緊急時の管理者は以下の者とする。 ②緊急時の役員は以下の者とする
- ・群馬県柔道整復師会会長 群馬県接骨師赤十字奉仕団委員長
 - ・群馬県柔道整復師会副会長 群馬県接骨師赤十字奉仕団副委員長
 - ・群馬県柔道整復師会専務理事 群馬県接骨師赤十字奉仕団団員
 - ・群馬県柔道整復師会常務理事

第12条 本会館多目的ホールの管理運営につき、本条文に明示なきものは必要に応じその都度管理委員会において協議決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。